

報 告 第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 2 号

損害賠償の額の決定について

公民館施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年1月25日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 11万2,511円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和4年12月13日午前11時頃、新居浜市立口屋跡記念公民館駐車場（西町6番2号）において、強風により折れた樹木の枝が、駐車中の普通自動車に落下し、車両を損傷した。